

島根県知事 様

所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者  
 名称  
 ・指定介護予防サービス事業者  
 代表者



指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）廃止（休止・再開）届  
 （指定訪問看護事業者等）

下記のとおり指定自立支援医療機関の業務を廃止（休止・再開）したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定により届け出ます。

記

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	〒
指 定 年 月 日		年 月 日
廃 止（休 止・再 開）年 月 日		年 月 日
廃 止（休 止・再 開）の 理 由		
休 止 予 定 期 間（休 止 の 場 合）		年 月 日～ 年 月 日

備考

- 1 「（育成医療・更生医療・精神通院医療）」のうち、指定を受けていない医療部分を二重線で消去すること。
- 2 「廃止（休止・再開）」のうち、該当しない部分を二重線で消去すること。
- 3 休止の場合は、休止予定期間を記載すること。

医療機関コード： \_\_\_\_\_